

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令  
(岩手県教育委員会代決専決規程の一部改正)

第1条 岩手県教育委員会代決専決規程(昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機 関</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財センター</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">野外活動センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">次長</td> <td style="text-align: center;">所長があらかじめ指定する職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。第15条及び第16条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長、埋蔵文化財センター副所長並びに野外活動センター次長の休暇に関すること。</p> <p>(6)～(18) [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]			野外活動センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員	<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教育事務所及び学校以外の教育機関における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">機 関</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">埋蔵文化財センター</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長(博物館長及び美術館長を除く。次条及び第16条において同じ。)の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 所長等、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長の休暇に関すること。</p> <p>(6)～(18) [略]</p>	機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]				埋蔵文化財センター	[略]		
機 関			決裁権者	代決権者																													
	第1順位者	第2順位者																															
[略]																																	
埋蔵文化財センター	[略]																																
野外活動センター	所長	次長	所長があらかじめ指定する職員																														
機 関	決裁権者	代決権者																															
		第1順位者	第2順位者																														
[略]																																	
埋蔵文化財センター	[略]																																

<p>2 [略]</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、<u>図書館副館長</u>、埋蔵文化財センター副所長並びに<u>野外活動センター次長</u>は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員専決事項)</p> <p>第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 教育事務所の課長、総合教育センター及び生涯学習推進センターの部長、<u>図書館副館長並びに埋蔵文化財センター副所長</u>は、次に掲げる事項のほか、教育事務所長及び学校以外の教育機関の長が専決処理できる事項のうち軽易又は定例的な事項であらかじめ教育長が指定するものを専決することができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(教育長指定職員専決事項)</p> <p>第17条 教育長が指定する職員は、次に掲げる事項のうちあらかじめ教育長が指定したものを専決することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 青少年の家<u>及び野外活動センター</u>に係る休所日以外の臨時の休所及び休所日における臨時の開所に関すること。</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会服務規程の一部改正)

第2条 岩手県教育委員会服務規程(昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>県立野外活動センター</td> <td>所長があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	県立野外活動センター	所長があらかじめ指定する者	学校	[略]	[略]		<p>(出勤簿取扱主任)</p> <p>第5条 出勤簿取扱主任は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に掲げる者とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">県立埋蔵文化財センター</td> <td style="width: 50%;">[略]</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>2 [略]</p>	[略]		県立埋蔵文化財センター	[略]	学校	[略]	[略]	
[略]																			
県立埋蔵文化財センター	[略]																		
県立野外活動センター	所長があらかじめ指定する者																		
学校	[略]																		
[略]																			
[略]																			
県立埋蔵文化財センター	[略]																		
学校	[略]																		
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部改正)

第3条 岩手県教育委員会公用車運行管理規程(昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第3章に規定する本庁の室及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関(青少年の家、博物館<u>及び美術館</u>を除く。)で、公</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保有機関 岩手県教育委員会行政組織規則(昭和37年岩手県教育委員会規則第2号)第3章に規定する本庁の室及び課並びに教育事務所並びに同規則第4章に規定する教育機関(青少年の家、博物館、<u>美術館及び野外活動センタ</u></p>

用車の管理を分掌するものをいう。 (3) [略]	二を除く。)で、公用車の管理を分掌するものをいう。 (3) [略]
-----------------------------	--------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県教育委員会行政文書管理規程の一部改正)

第4条 岩手県教育委員会行政文書管理規程（令和4年岩手県教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
別表第1（第29条関係）  文書記号 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機関</td> <td>岩手県立埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>岩手県立野外活動センター</u></td> <td><u>岩野セ</u></td> </tr> <tr> <td>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [略]	区 分	記 号	[略]		出先	[略]	機関	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]	<u>岩手県立野外活動センター</u>	<u>岩野セ</u>	岩手県立一関第一高等学校附属中学校	[略]	[略]		別表第1（第29条関係）  文書記号 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>出先</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">機関</td> <td>岩手県立埋蔵文化財センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [略]	区 分	記 号	[略]		出先	[略]	機関	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]	<u>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</u>	[略]	[略]		[略]	
区 分	記 号																														
[略]																															
出先	[略]																														
機関	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]																													
	<u>岩手県立野外活動センター</u>	<u>岩野セ</u>																													
	岩手県立一関第一高等学校附属中学校	[略]																													
	[略]																														
区 分	記 号																														
[略]																															
出先	[略]																														
機関	岩手県立埋蔵文化財センター	[略]																													
	<u>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</u>	[略]																													
	[略]																														
	[略]																														
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。